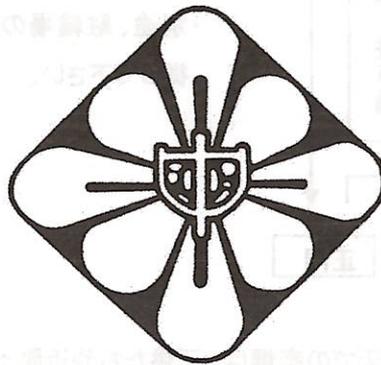


下貝塚中学校

PTAの手引き



(通英)対学全内市) 21Jまじり21歳未満全内市外心も強好、1月6年01(取平)

1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好

1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好

1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好、1/5(1)も強好

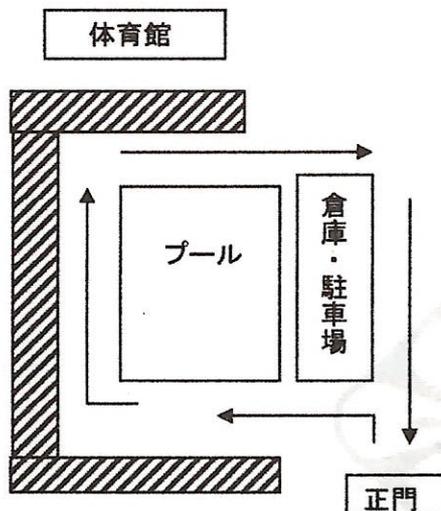
お願い

* 駐輪場について

自転車でご来校の際は、プール周辺駐輪場をご利用ください(下記、案内図参照)

学校行事などで多くの方が利用する際は、『一方通行』『奥から詰めて駐輪』にご協力ください。

また、子どもたちの安全を確保するため、車・バイク等での来校はご遠慮ください(どうしても必要な方は学校にご相談ください。)学校周辺での駐車は近隣の方へご迷惑となりますのでご遠慮ください。



- ・プール周辺が駐輪場です。( 部分)
- ・学校行事などで多くの方が利用する際は、図のように「一方通行」にご協力下さい。
- ・別途、駐輪場の利用について指示があった時は、それに従って下さい。

* 禁煙へのご協力

学校敷地内は全面禁煙です。周辺での喫煙は、子供たちや近隣への影響を考え、極力避けて下さいますようお願いいたします。

* 平成 20 年 9 月より、校庭及び校舎内全面禁煙になりました。(市内全学校で実施)

* 学校からのお便り、PTAからのお便りは、必ずお読みください。

* お便りの内容で、質問・疑問などがありましたら、早めに、担任、または本部役員までご連絡下さい。

会則・手引きはPTA活動の際、活用し、
各自の責任で保存して下さい。

PTA(Parents & Teachers Association)の役割

I PTA会員の一人として

- * 学級会に積極的に参加しましょう。
- * 保護者会、個人面談等の学校行事に出席し、先生方と話し合う機会を持ちましょう。
- * 地域の生徒に目を配り、挨拶を交わしましょう。
- * 役員、委員を積極的に引き受けましょう。PTA活動は、生徒の成長とともに大人も学び、充実感を伴う楽しい活動です。時の流れとともに、学校やそれをとりまく環境は変化しています。学校の「今」を考えるのも大切なことです
- * 下貝塚中PTA会則をまず読んでみましょう。
- * 会費は、一世帯につき年額3000円です。
兄弟で在学している場合、下の学年の生徒で集金させていただきます。
転入に伴い、月ごとに算出した会費の徴収または返金を行います。
- * PTAが主催・共催する行事中に、会員や生徒が被ったケガの補償、また第三者の身体障害・財物損壊、PTAが借用した財物を損壊した場合の損害賠償責任にも対応できる保険に加入しています。保険料は会費の中から支払われます。
- * 入会届確認後、年度初めに上記年会費を集金します。

II PTAの目的と活動

- * 保護者と教職員が協力し合い、家庭と学校と地域における生徒の幸福な成長をはかることを目的とします。
 - * 教師と保護者が学校と家庭の教育を理解し、連携するために学び合います。
 - * 地域の環境を改善する運動を展開し、生徒の校外生活を健全なものにするために活動します。
- ◎ 円滑に活動できるように、役員と委員会役員を選出し、それぞれ協力し合います。

PTAは、子どもの幸せのために保護者と教師が協力する自主的な団体です。
会員一人一人の参加、協力があって成り立ちます。
子どもたちのために自分は、何が出来るか …… それが第一歩です。

III PTA会則と手引き

- * 私達の活動は「会則」に基づいています。また会則を分かりやすく説明したものが「手引き」となっています。学級会および委員会活動の際は、必ず、会則と手引きをお持ち頂き、活動の目的や内容の確認に活用して下さいますようお願い致します。

下貝塚中学校PTAのしくみ

下貝塚中学校PTAに入会した保護者と教職員で構成され、PTA活動が円滑に行われるように各学級より役員を選出します。

本部役員

役職の仕事内容と構成

P=保護者

T=教職員

名誉会長 T-1名	○校長は、名誉会長として本会と学校運営との間の調整を行い、全ての会に参加して意見を述べる事ができる。
会長 P-1名	○PTAの代表として活動を総括する。 ○全体のPTA活動に目をむけ配慮する。
副会長 P-若干名 T-1名	○会長を補佐し、会長不在のときは代理をする。 ○諸行事の準備が円滑に行われる様に役員、委員との連絡調整を行う。 ○諸々の会議の進行役を務め、討議をまとめていく。
書記 P-2名	○運営委員会だより他、会員への文書を発行する。 ○PTA全般にかかわる記録、文書を保管し管理する。
会計 P-2名	○PTA会費の集金を総括する。 ○予算に従い、PTA会費の収入から支出までの管理をする。
会計監査 P-2名	○会計を監査する。

○本会の役員は上記の通り。ただし、総会にて承認された場合にはこの限りでない。(会則第五章第6条)

○役員任期は一年とし、総会時に改選する。再任は妨げない。(会則第五章第7条)

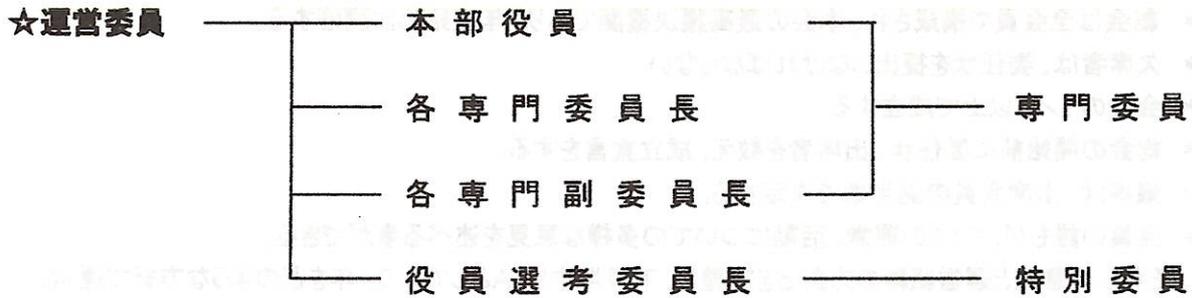
1. 任期途中で欠員が生じた時は、運営委員会の承認を得て補充する。

○各役員の仕事については会則第五章第8条を参照。

○自分の仕事を果たしながら、役員同士互いに協力し、会員代表の立場から全会員の声をキャッチするように努める。

○前年度の役員との引継ぎは細かく行い、互いに協力し合う。

運営委員会



※ 各専門委員の仕事内容については、後記参照

*** 役員選考委員** …次年度の役員候補の選出

・各学年の総務委員より2名が役員選考を兼任する。

(平成26年2月臨時総会にて承認)

*** 特別委員会** …本会全体の円滑な運営を遂行するため、会長の要請により運営委員会の承認をもって置くことができる。

1. 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席することができる。

(会則第十二章第29条)

選出にあたり、会員の心得

1. ひとりひとりの会員が責任をもって選びましょう
2. 選ばれたら、自分のできる範囲で無理せず、責任を持って活動をしましょう
3. “選んでしまえばそれでおしまい”ではありません。皆で協力しましょう

組織の紹介

1. 総会 (会則第六章第12条)

- * 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関であり、年度始めに開催する。
- * 欠席者は、委任状を提出しなければならない。
- * 会員の1/2以上で成立する。
- * 総会の開始前に委任状、出席者を教え、成立宣言をする。
- * 議事は、出席会員の過半数で決定する。
- * 会員の誰もが、PTAの運営、活動についての多様な意見を述べる事ができる。それらの意見と運営組織の方針とを調整し、下貝塚中PTAとしてこの1年をどのような方針で運営、活動していくかを定める。なお、総会において議題として取り上げてほしいことは、前もって文書にて審議事項として役員会に提出する。

総会に付議するもの

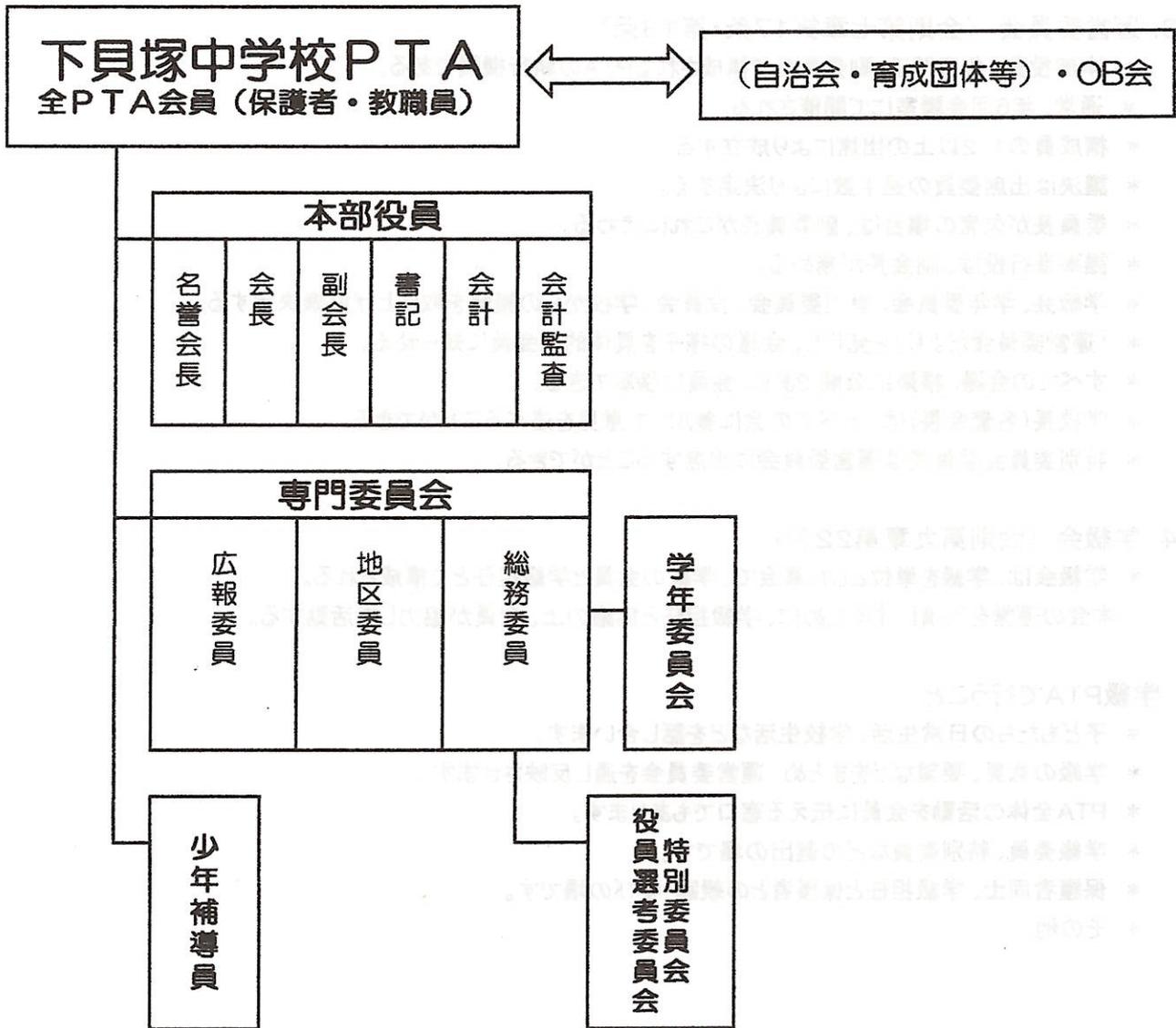
- ・ 前年度活動・会計決算報告
- ・ 当該年度役員承認の件
- ・ 当該年度活動計画案・予算案
- ・ 会則の改正
- ・ その他、重要事項の審議、決定

- * 臨時総会は会長が必要に応じて招集する。但し会員の5分の1以上の要求があった場合は開かなければならない。(会則第六章第16条)

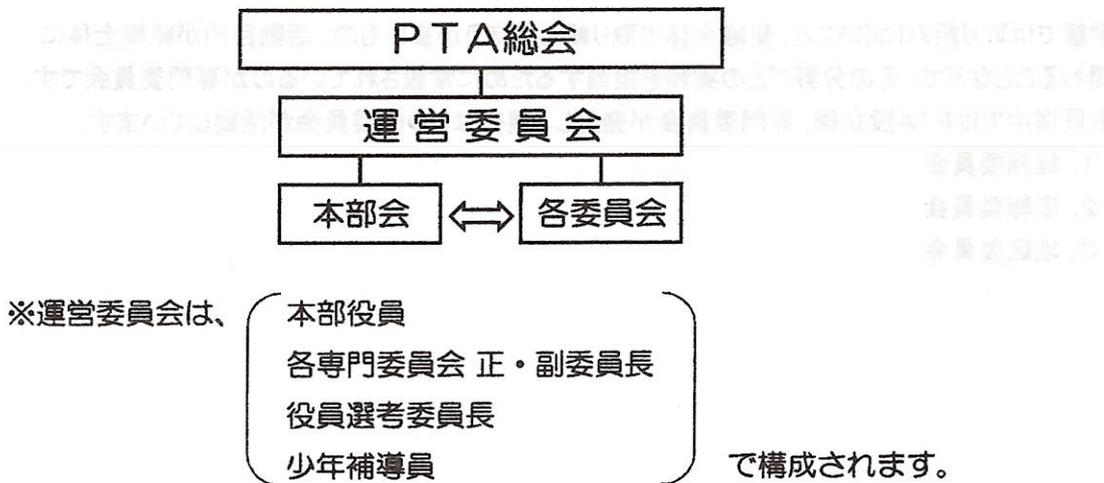
2. 役員会

- * 運営委員会の前、又は、必要に応じて名誉会長、会長、副会長、書記、会計、会計監査の全役員および必要に応じて専門委員が集まる。
- * 運営委員会を含め、PTA全体の運営、活動がよりスムーズに行われる様、各種連絡調整や資料の収集、作成などの準備をする。
- * 役員会は名誉会長、会長、副会長、書記、会計、会計監査の全役員にて構成される。
(会則第五章第9条)
- * 役員会は重要事項を審議し、必要な会務運営の意見の総合調整を運営委員会に提案する。
(会則第五章第10条)

(PTA組織図)



(会議構成)



3. 運営委員会（会則第七章第17条・第18条）

- * 本部役員、各専門正・副委員長で構成されるPTAの執行機関である。
- * 通常、年6回会議室にて開催される。
- * 構成員の1/2以上の出席により成立する。
- * 議決は出席委員の過半数により決定する。
- * 委員長が欠席の場合は、副委員長がこれに代わる。
- * 議事進行役は、副会長が務める。
- * 学級会、学年委員会、専門委員会、役員会、学校からの議題を取り上げ協議決定する。
- * 「運営委員会だより」を発行し、会議の様子を具体的に会員に知らせる。
- * すべての会議、帳簿は公開であり、会員は傍聴できる。
- * 学校長（名誉会長）は、すべての会に参加して意見を述べることができる。
- * 特別委員会委員長は運営委員会に出席することができる。

4. 学級会（会則第九章第22条）

- * 学級会は、学級を単位とした集会で、学級の会員と学級担任とで構成される。
本会の運営を円滑にするために、学級担任と協議の上、会員が協力して活動する。

学級PTAで行うこと

- * 子どもたちの日常生活、学校生活などを話し合います。
- * 学級の意見、要望などをまとめ、運営委員会を通し反映させます。
- * PTA全体の活動を会員に伝える窓口でもあります。
- * 学級委員、特別委員などの選出の場です。
- * 保護者同士、学級担任と保護者との親睦・学びの場です。
- * その他

専門委員会について

学級では取り組みにくいこと、組織全体で取り組んだほうが良いもの、活動目的が組織全体に関わることなどで、その分野ごとの実務を担当するために常設されているのが専門委員会です。

下貝塚中ではPTA設立後、専門委員会が発足し、現在は3つの委員会が活動しています。

1. 総務委員会
2. 広報委員会
3. 地区委員会

1. 総務委員会 ……学年活動(懇談会)の企画・実施

- * 各学級の総務委員と各担任が理解、協力し合い、学級活動について話し合います。
- * 会員の意見、要望などをまとめ、総務委員長に報告し、運営委員会を通して、PTA活動に反映されるよう努めていきます。
- * 学級会の司会をします。
- * 各クラスの学級費の監査を行います。
- * 役員選考委員として次年度の本部役員の選出をします。(各学年から2名の総務委員が兼任)
- * 次年度の委員決めにサポートします。

2. 広報委員会 …… PTA 会報「下貝塚」の発行(年2～3回程度)

- * 会員にPTA活動を伝え、参加意識向上に努めます。
- * 会員の意見、要望に留意し企画の参考にします。
(発行回数、時期、形式印刷方法は、その年の委員が決めます。)
- * パソコン・スマートフォン等を使用して作成しています。
- * 市川市P連主催「会報づくり講習会」への出席
- * 次年度の委員決めにサポートします。

3. 地区委員会 …… 子供たちがよりよい学校生活を送るための活動

- * 年度初めに活動希望表を作成、配付し、集計と各活動への分担をして、一緒に活動します。
(活動は朝のあいさつ運動、体育祭のお手伝い、夏祭りパトロール等があります。)
- * 学校・地域・指導員等と連携した安全安心に関する情報収集や周知をしています。
- * 次年度の委員決めにサポートします。

◇引継ぎについて

1. 引継ぎは、時間をかけ、新、旧委員でしましょう。
2. 引継ぎノートは、細かく書いておきましょう。
3. 予算は、成立するまで、旧委員が関わりましょう。

地域とのつながり

★他校PTAとのつながり

各学校のPTAを単Pといいます。その単Pが市、県単位でまとまり活動している組織があります。

- * 下貝塚中学校（単P）
- * 下貝塚中学校ブロックPTA連絡協議会（下貝塚中、大野小、宮久保小、北方小）
- * 市川市PTA連絡協議会（市川市内の全小・中・特別支援学校で構成）
- * 千葉県PTA連絡協議会
- * 日本PTA全国協議会

★少年補導員

下貝塚中学校 PTA 会員より保護者1名が選出されます。任期は2年です。

市川市少年センターに籍をおき、下貝塚中ブロックの一員として、月1回ブロックパトロール、市川市内街頭補導（愛の一声）、会議（2ヶ月に1回）等の活動を行っています。